

平成25年度 行政評価 施策カルテ

施策名	3 地域特性に応じた安全で快適な市街地の形成
-----	------------------------

施策主管課	市街地整備課	総合計画記載頁	129ページ
-------	--------	---------	--------

1 施策の位置付け

政策の柱	V 都市のさまざまな活動を支える都市基盤の機能と質を高めるために	政策名 (基本施策名)	21 機能的で魅力のある都市空間を形成する	政策の達成目標 (基本施策目標)	市内の地域が、その特性に応じた個性や魅力、都市機能を備え、コンパクトで調和のとれた都市空間が形成されています。
------	----------------------------------	----------------	-----------------------	---------------------	---

2 施策の取組状況

施策目標	安全で快適な居住環境を有した市街地が形成されています。
------	-----------------------------

① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 中核市等との水準比較	指標名(単位)		H24 (H23.3現在)	H25	H26	H27	H28	H29	評価		
	指標1	土地区画整理事業の整備面積(ha)	単年度目標値	2,090	2,103	2,116	2,129	2,142			2,151	A	指標2	市民1人当たりの都市公園面積(m <sup>2</sup> )	中核市平均	10.6					
	現状値	2,077ha	実績値	2,096							実績値			10.6							
	目標値(H29)	2,151ha	単年度の達成度	100.3%							中核市での本市の順位			17位/41市中							
① 施策指標		単年度目標値								③ 市民意識調査結果	施策の満足度(%)	調査結果	H24(現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	-		
		現状値	実績値											目標値(H29)	44.5%						
		目標値(H29)	単年度の達成度											前年度からの増減							

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{単年度目標値}} \times 100 (\%)$
★ 逓減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{単年度目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$

施策の満足度の推移

※評価の考え方

施策指標	A: 達成度90%以上	B: 達成度70%~90%未満	C: 達成度70%未満
中核市等との水準比較(中核市での本市の順位)	A: 上位1/3(1~14位)	B: 中位(15~28位)	C: 下位1/3(29位以下)
市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上(2%超)	B: 前年度同水準(±2%以内)	C: 前年度より低下(-2%未満)

取組内容と成果・成果の要因、進捗の状況

施策指標	安全で快適な居住環境を有した市街地を形成するため、平成24年度は宇都宮テクノポリスセンター地区や雀宮駅西口地区などで事業が完了したほか、宇大東南部第1地区などで重点的な事業実施を図ったことで、施策指標である「土地区画整理事業の整備面積」について、当該年度目標を上回る事業進捗が図られた。	市民満足度		進捗の状況	順調
------	---	-------	--	-------	----

3 施策を構成する事業の状況

No.	事業名	戦略P・主要事業	事業が属する総合計画の構成事業名	事業内容		開始年度	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)		
1	小幡・清住土地区画整理事業	○	土地区画整理事業の推進	都市計画決定区域 市民及び関係権利者	認可取得 まちづくり協議会等の開催 事業用地取得	S41	本事業は、安全で快適な市街地を形成する上で重要な事業であることから、関係権利者の合意形成を図りながら、事業推進のための用地の先行取得等を計画的に推進する。
2	宇都宮鶴田第2土地区画整理事業	○	土地区画整理事業の推進	事業計画区域 市民及び関係権利者	道路築造 宅地造成	H11	本事業は、安全で快適な市街地を形成する上で重要な事業であることから、関係権利者の合意形成を図りながら、建物移転及び公共施設整備等を計画的かつ効率的に推進する。
3	岡本駅西土地区画整理事業	○	土地区画整理事業の推進	事業計画区域 市民及び関係権利者	道路築造 宅地造成	H6	本事業は、安全で快適な市街地を形成する上で重要な事業であることから、関係権利者の合意形成を図りながら、建物移転及び公共施設整備等を計画的かつ効率的に推進する。
4	宇都宮大学東南部第1土地区画整理事業	○	土地区画整理事業の推進	事業計画区域 市民及び関係権利者	道路築造 宅地造成	H11	本事業は、安全で快適な市街地を形成する上で重要な事業であることから、関係権利者の合意形成を図りながら、建物移転及び公共施設整備等を計画的かつ効率的に推進する。
5	宇都宮大学東南部第2土地区画整理事業	○	土地区画整理事業の推進	事業計画区域 市民及び関係権利者	道路築造 宅地造成	H19	本事業は、安全で快適な市街地を形成する上で重要な事業であることから、関係権利者の合意形成を図りながら、建物移転及び公共施設整備等を計画的かつ効率的に推進する。
6	平松本町第三土地区画整理事業	○	土地区画整理事業の推進	事業計画区域 市民及び関係権利者	道路築造 宅地造成	H22	本事業は、安全で快適な市街地を形成する上で重要な事業であることから、関係権利者の合意形成を図りながら、建物移転及び公共施設整備等を計画的かつ効率的に推進する。
7	宇都宮テクノポリスセンター土地区画整理事業	○	土地区画整理事業の推進	事業計画区域 市民及び関係権利者	道路築造 宅地造成	H9	本事業は、関係機関との協議調整等を行い、予定通り、平成24年度(平成25年3月換地処分)をもって事業を完了した。
8	宇都宮東部土地区画整理事業(未着手地区の推進)	○	土地区画整理事業の推進	都市計画決定区域 市民及び関係権利者	住民協議等	S47	本事業は、安全で快適な市街地を形成する上で重要な事業であることから、関係権利者の合意形成を図りながら、各地区の特性を踏まえた効率的・効果的な整備手法の導入を検討する。
9	陽北土地区画整理事業残工事	○	土地区画整理事業の推進	事業計画区域 市民及び関係権利者	道路築造	H18	平成24年度までの整備計画箇所は一旦終了したが、引続き、未整備箇所の整備に向け、関係権利者の合意形成を図っていく。
10	再開発事業の推進	○	市街地再開発事業の推進	市民及び関係権利者	再開発準備組合へのコンサル タント派遣	S57	本事業は、安全で快適な市街地を形成する上で重要な事業であることから、早期の事業化が図れるよう、引続き、地元組織の支援・指導を行うとともに、関係権利者の合意形成を図っていく。
11	身近な生活圏の公園整備		街区・近隣・地区公園整備事業の推進 ワークショップによる公園づくり	市民及び来訪者	公園整備	H20	本事業は、安全で快適な市街地を形成する上で重要な事業であることから、市民ニーズを把握し、公園の適正配置に努めながら、身近な生活圏の公園整備を進めていく。
12	公園のバリアフリー化		公園・緑地の再整備事業の推進	公園利用者	公園のバリアフリー化	H13	本事業は、安全で快適な市街地を形成する上で重要な事業であることから、計画的なバリアフリー化を推進する。
13	宇都宮市公園愛護会補助金		公園愛護会支援事業の推進	公園愛護会活動に参加する地域 団体(自治会・子ども会などの任意 団体)	公園愛護会の育成・支援	S51	本事業は、安全で快適な市街地を形成する上で重要な事業であることから、公園愛護会を育成するための支援を継続する。また、公園愛護会活動の活性化のため、愛護会の能力や意欲に合わせた活動メニューなどを検討していく。

4 今後の施策の取組方針

今後の方向性	
<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆東日本大震災を踏まえた、市民からの災害に強い安全な都市づくりへの要請の高まりにより、安全で快適に暮らすことができる住環境の形成や、災害にも強く、環境に配慮した都市基盤の形成が求められている。</li> <li>◆本市の財政状況について、市税収入の急速な回復が見込めず財源確保が課題となる中、国土交通省においては、交付金配分の重点化の方針を強化していることから、重点化の対象となるよう、引続き、国・県と協議・調整を図るとともに、国の新たな制度動向を注視しながら事業を進めていく必要がある。</li> <li>◆「土地区画整理事業の推進」については、事業の長期化、財政負担の軽減が課題となる中、都市づくりの基本理念である「ネットワーク型コンパクトシティ(NCC)」の実現などを踏まえた市街地整備の基本方針等を検討し、事業の「選択と集中」の観点から、事業費の平準化、事業ペースの調整等を図りながら効率的に進めていく必要がある。</li> <li>◆「市街地再開発事業の推進」については、関係権利者の合意形成や民間事業者の動向、参画意向の把握などを図りながら早期事業化を図っていく必要がある。</li> <li>◆「身近な生活圏の公園整備」については、公園の適正配置等が課題となっており、身近な生活圏の公園づくり指針等を踏まえ、計画的に整備を推進していく必要がある。</li> </ul>	<p>方向性</p> <p>〈施策全般〉 ◆施策指標である土地区画整理事業の整備面積の進捗や、市民1人当たりの都市公園面積の増加など、限られた財源の中で一定の成果を上げており、今後とも計画的かつ効率的に事業進捗を図っていくこととする。</p> <p>〈主要事業〉 ◆「土地区画整理事業の推進」については、安全で快適な市街地を形成する上で重要な取組であるが、事業の長期化、財政負担の軽減が課題となっており、事業地区のより一層の優先化・重点化を検討しながら、計画的かつ効率的に進めていくこととする。</p> <p>⇒小幡・清住地区:本市の都市計画道路網の骨格となる都心環状線などを整備する重点施策・事業であることから、事業推進のための用地の先行取得、地元理解の促進に努めるとともに、都心環状線の早期開通に向けた方策を検討していくこととする。 ⇒鶴田第2地区:骨格的な都市施設である都市計画道路の早期整備を優先しながら、計画的な事業展開を図ることとする。 ⇒岡本駅西地区:JR岡本駅の東西自由通路や橋上駅舎など駅関連施設の進捗と整合を図り、駅西口広場や駐輪場、アクセス道路(都市計画道路)の整備を優先しながら、計画的な事業展開を図ることとする。 ⇒宇大東南部第1地区:骨格的な都市施設である都市計画道路の早期整備を優先しながら、早期完了に向け優先的に事業推進を図っていくこととする。 ⇒宇大東南部第2地区:骨格的な都市施設である都市計画道路の早期整備を優先しながら、計画的な事業展開を図ることとする。 ⇒平松本町第三地区:短期間の事業であり、平成26年度の換地処分を目指し、優先的に事業推進を図っていくこととする。 ⇒東部未着手地区(宇大西地区、築瀬地区等):優先度が高い実施地区の事業進捗を見据えながら、継続的な地元協議等を実施していくこととする。</p> <p>◆「市街地再開発事業の推進(宇都宮大手地区等)」については、引き続き、地元組織に対する適切な支援・指導を行うなど、権利者の合意形成や事業計画案の策定等を促進し、安全で快適な中心市街地の形成を図っていくこととする。</p>